

M 4 3 3

ドイツの医師会について

医師会がしっかりと任務を果たしているのは 州の医療職法の存在による

東京医科歯科大学名誉教授 岡嶋道夫

序言

ドイツの医師会は日本の医師会と本質的に異なる。日本語の「医師会」という語感にとらわれると、とんでもない誤認を犯すことになる。

ドイツの医師会は医師の自治組織であるが、医師会の任務は法律によって厳しく規定されているので、医師の義務や監督から処罰までをそれに基づいて実施している。しかし、その内容は大幅に医師の自治に委ねられている。しかし、社会の規律を遵守し、政府の承認も得ている。もし、医師会が社会秩序を無視することがあれば、自治は取り消されるであろう。医師会はこれらの規律を守り、国民に最高の医療を提供しているので、厚い信頼を寄せられている。

ドイツ医師会の概要

ドイツでは州ごとにほぼ同じ内容の医療職法を制定している。医療職法は以前「カンマー法」とも言われていた。

州医師会について：

医療職法では医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、精神療法士会を一括してカンマー (Kammer) と表現している (カンマーは医師会の「会」に相当する)。

医療職法の対象は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び1998年より新たに加わった精神療法士 (臨床心理士) の5種類。

これらの職種に従事する者は、各州の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、精神療法士会に加入する義務がある (強制加入)。

この法律は、

1. カンマーに関する規定、
2. 職業義務や倫理、
3. 卒後研修の基本、
4. 責問権（医師会などでの懲戒処分）、
5. 職業裁判所

で構成されている。

カンマー（医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、精神療法士会）は自治組織であるが、医療職法の規定により、監督官庁から職業従事者を監督する権限を委譲された公的機関としての性格を有する。

したがって、医療職法に基づいて注意、戒告、科料などの処罰ができる。このような点で日本の医師会とは公的な性格で著しく異なっている。

また、職業裁判所は免許の停止や剥奪も可能である。

ドイツの医師会は、医療職法に基づいて各種の任務を遂行する。例えば卒後研修に全面的な責任を持ち、卒後研修規則の作成、その実施、専門医試験などを行う。

このように、監督官庁に代わって医師会は行政的行為を行うことが許されており、違反者には制裁を科すことができる。

連邦医師会は、州医師会から代議員を出して構成される私的な組織で、州医師会の作業共同体としての性格を有し、「医師職業規則」、「卒後研修規則」、「救急業務規則」などの重要な規則の範型（雛形）の作成や改定、各種の指針類の作成をする。毎年 5 月に代議員による「医師大会」を開催して、規則や指針類、医療や医師会の基本方針を討議し議決する。会議は透明で、その内容は報道され、国民はその決定を見守る。

各州の医師会は、連邦医師大会で議決された規則の範型を州に持ち帰り、州医師大会で改めて議決し、監督官庁の承認を得て実施している。各州はこのようにして全国に共通した制度を構築している。

州医師会は医師会員の会費（医師としての業務で得た所得に応じた額であるが、州によって割合は多少違う）及び会員の支払う手数料によって運営される。連邦医師会は各州医師会からの拠金によって運営される。各種委員会の医師委員は無報酬（名誉職）である。政府から医師会への補助はない。

医師の関与する大きな組織

医師会

保険医協会：保険医は全員加入義務のある自治組織である。開業医の診療報酬請求が適切であるかのチェックと配分を行い、医師の利益の代表や開業を志す医師への助言などもする。最近では医療の質を向上させるための委員会を作って活動している。運営費は保険診療報酬を配分するときに一定割合を天引きして当てる。

病院協会

任意加入の二つ医師の団体

マールブルガー組合：勤務医の組合。勤務医の給与改定のときにこの組合の承認を得ている。

ハルトマン組合：開業医の組合。

~~~~~

## 医療職法

### Heilberufsgesetz (HeilBerG)

ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州（N-W州）における医療職法をホームページに掲載している。

<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/dl07.htm>

少し古い版であるが、規定の本質は同じで、どの州も共通した内容の医療職法を制定している。

医療職法の目次は下記の通りであるが、囲み文字の条文については条文内容を示したり、解説を加えたりした。

### 目次（州医療職法）

#### 第1章 カンマー

カンマーは医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、精神療法士会からなる

##### § 1 設立と所在地

##### § 2 所属

§ 3 欧州連合EU加盟国の国民

§ 4 地方及び地区の支所

§ 5 カンマー所属者のリスト

##### § 6 任務

§ 7 倫理委員会

§ 8 診療過誤の鑑定

§ 9 指図に基づいて履行する行政の必要事務

§ 10 組織

§ 11 委員の選挙

§ 12 選挙権

§ 13 被選挙権

§ 14 委員資格喪失

§ 15 カンマー会議の構成

§ 16 候補者の推薦

§ 17 補充委員

§ 18 選挙規則

§ 19 改選

§ 20 議決

§ 21 院内会派の形成

§ 22 委員会

§ 23 議決事項

§ 24 カンマー理事会の任務

§ 25 カンマー理事会と州政府

§ 26 理事長

§ 27 主規定

§ 28 監督

#### 第2章 職業従事

§ 29 職業義務－開業

§ 30 生涯研修－救急業務－記録

##### § 31 職業規則の公布

##### § 32 職業規則の内容

#### 第3章 卒後研修

§ 33 専門科称号

§ 34 称号の規定

§ 35 称号の承認

§ 36 卒後研修

§ 37 卒後研修機関

§ 38 卒後研修を指導する資格

- § 3 9 試験
- § 4 0 旧東ドイツ地域
- § 4 1 専門科－代理－救急業務の制限
- § 4 2 卒後研修規則
- § 4 3 以前になされた承認
- 第 1 節 医師の卒後研修**
- § 4 4 専門科及び専門分科の称号
- § 4 5 卒後研修の対象
- § 4 6 連邦の他の州による承認
- 第 2 節 薬剤師の卒後研修**
- § 4 7 薬剤師
- 第 3 節 獣医師の卒後研修**
- § 4 8 獣医師
- 第 4 節 歯科医師の卒後研修**
- § 4 9 歯科医師
- § 5 0 卒後研修の対象
- § 5 1 連邦の他の州による承認
- 第 4 章 削除**
- 第 5 章 責問権**
- 医師会などの懲戒委員会の規定
- § 5 6 軽微性－責問
- 第 6 章 職業裁判権**
- 医師などの職業裁判所
- § 5 7 職業義務違反
- § 5 8 職業裁判の処分
- § 5 9 職業裁判所の種類
- § 6 0 構成
- § 6 1 職業裁判官
- § 6 2 非裁判官の陪席裁判官
- § 6 3 代理人
- § 6 4 職務からの排除
- § 6 5 事務分配
- § 6 6 宣誓
- § 6 7 補償
- § 6 8 地域管轄
- § 6 9 申請－自己の嫌疑を晴らす手続
- § 7 0 弁護
- § 7 1 申請の取扱
- § 7 2 手続の段階
- § 7 3 開始の決定－審査の指揮者
- § 7 4 刑事訴訟手続が優先
- § 7 5 被疑者の尋問
- § 7 6 証拠調べ
- § 7 7 関係人の召喚
- § 7 8 証人及び鑑定人
- § 7 9 開始決定の補足
- § 8 0 調査の終了
- § 8 1 決定手続
- § 8 2 公判手続の準備
- § 8 3 公開－法廷警備
- § 8 4 欠席－手続不能
- § 8 5 公判手続
- § 8 6 証拠調べ
- § 8 7 最終審問
- § 8 8 追加された非難
- § 8 9 判決確定の対象
- § 9 0 判決の言葉
- § 9 1 評決
- § 9 2 判決の言渡
- § 9 3 手続の打切り
- § 9 4 打切りの決定
- § 9 5 移送決定
- § 9 6 控訴
- § 9 7 不利益変更（改悪）の禁止
- § 9 8 州職業裁判所の事前手続
- § 9 9 決定の棄却
- § 1 0 0 期日指定
- § 1 0 1 控訴審判決
- § 1 0 2 却下
- § 1 0 3 異議申立
- § 1 0 4 再審
- § 1 0 5 費用の決定
- § 1 0 6 被疑者の必要な経費
- § 1 0 7 訴訟費用の確定
- § 1 0 8 判決の確定力及び執行力
- § 1 0 9 剥奪された権利の回復
- § 1 1 0 刑事訴訟法の適用
- § 1 1 1 職務共助と司法共助
- § 1 1 2 職業裁判権の費用

第 1 章 § 1 と § 2 により医師は医師会へ強制加入させられることになる。

**§ 1 設立と所在地（抜粋）**

ノルトライン-ヴェストファーレン州では職業を代表するものとして

- 1) 医師はノルトライン及びヴェストファーレン-リッペ医師会
- 2) 薬剤師はノルトライン及びヴェストファーレン-リッペ薬剤師会
- 3) 以下歯科医師、獣医師、精神療法士も同様

を設立する。これらは公法の団体で公印を使用する。以下 略

## § 2 所属 (抜粋)

(1) カンマーに所属するのはノルトライン-ヴェストファーレン-リッペ (N-W州) において職業に従事する総ての医師、薬剤師、獣医師、歯科医師及び精神療法士であるが、職業に従事しなくても通常の住所を有する者も所属する。監督官庁で官吏として従事している者は除く。 以下 略

## § 6 は州医師会の任務の内容を示したものである。

この規定が存在することにより、多数の規則や指針が作成され、州医師会は膨大な業務を責任をもって実行している。

## § 6 任務 (2009年版)

### (1) カンマーの任務：

1. それぞれの任務を満たすことにより公的保健医療業務及び公的獣医業務を支え、とくに医療職と医療に関わる総ての問題に提言を行う、
2. 監督官庁の要望対して見解を述べ、また管轄官庁の要望に対して専門の鑑定を行い、専門家を指名する、
3. 診療時間外の医師及び歯科医師の救急業務を保障して公示し、救急業務規則を公布する、
4. 職業生活を続ける全期間を通して、カンマー所属者の職業従事に必要な知識、技術及び能力を科学と実務の最新の水準に保つことに寄与するために、カンマー所属者の職業上の生涯研修を促進し実施する、この法律に従って卒後研修の規定を作成する、ならびに専門的資格を証明する；カンマーは生涯研修及び卒後研修を証明する記録ならびに専門的資格を継続的に把握する権限を有する、
5. 保健医療及び獣医領域の質保証を促進し実施する－特に証明書発行を行う－そして関係者と調整する、
6. 職業的地位を高く保つことに努力し、カンマー所属者の職業義務を満たすことを監視し、また職業法違反の事態を除くための必要な処置をとる；このためにカンマーは負担のかかる行政行為を制定することができる、
7. カンマー所属者の職業上の利益を代表する、
8. カンマー所属者相互の順調な関係に努力し、カンマー所属者間ならびにカンマー所属者と第三者の間に職業従事によって発生する争いを、それが他の部署の管轄でなければ、調停する、
9. 監督官庁の同意を得たケースにおいて、【当事者<患者と医師>によって】それが受け入れられるならば、診療過誤の鑑定のための部署を設置する、【裁判外紛争処理、AD

## R】

10. 特別規定に基づいて、カンマー所属者とその家族に対して、福祉施設及び管轄官庁の承認を得て年金制度を設立する、
  11. 氏名、専門科称号、専門分科称号、付加称号及び住所を付したカンマー所属者の届出と転出届は、§ 3 (2)【外国人の場合】の場合と同様に、職業従事地域を管轄する郡長または市長 — 保健局／獣医局 — に提出する。
  12. カンマー所属者は、医療職証明書及びその他の証明書、電子的方法も含めて、ならびに資格の証書または資格の付加証書を、職業法上の認可に関する記述とともに署名法【EU、電子署名に関連する法律？】により呈示する、【この箇所の訳は不確実】
  13. カンマー所属者及び社会は、かれらの業務と職業に関連した事項に関して情報を伝えられる。
- (2)【以下 略】

第2章 § 3 1、§ 3 2 に基づいて医師職業規則が作られ、実施されている。

|       |         |
|-------|---------|
| § 3 1 | 職業規則の公布 |
|-------|---------|

|       |         |
|-------|---------|
| § 3 2 | 職業規則の内容 |
|-------|---------|

規則の全文翻訳は：<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/d143.pdf>

拘束力のある規則で違反すれば処罰の対象となる。多くの国はこのような医師の職業倫理規則を持っている。医師はこうあるべきだ、という心得を述べるだけで拘束力のない倫理綱領とは本質的に異なる。日本にはこのような拘束力のある規則がないため、医師の義務が不徹底となっている。倫理は明文化に馴染まないという日本人特有の意識に由来すると考えられが、そのことを誰も意識していない！

~~~~~

ドイツ医師職業規則の目次（2003年版）

| | |
|--------------------|---------------------|
| 誓約 | II. 患者に対する義務 |
| A. 序言 | § 7 診療の原則と行動規範 |
| B. 職業従事のための規定 | § 8 説明の義務 |
| | § 9 守秘義務 |
| I. 原則 | § 10 記録作成義務 |
| § 1 医師の任務 | § 11 医師の検査及び診療の方法 |
| § 2 医師の一般職業義務 | § 12 報酬及び報酬の取り決め |
| § 3 容認できないこと | |
| § 4 生涯研修 | III. 特殊な医療手続と研究 |
| § 5 質の保証 | § 13 特殊な医療手続 |
| § 6 好ましくない医薬品作用の報告 | § 14 未出生の生命の保持と妊娠中絶 |
| | § 15 研究 |

§ 16 死にゆく人に対する看取り

No. 2 診療の原則

No. 3 医師でない共働者とのつきあい

IV. 職業的態度

1. 職業従事

§ 17 開業及び診療所従事

§ 18 支所診療所、診療所スペースの延長

§ 19 被雇用の診療所医師の従事

§ 20 代理

§ 21 賠償責任保険

§ 22 共同の職業従事

§ 23 勤務環境と医師

§ 24 医師業務の契約

§ 25 医師の鑑定書【意見書の意味も含む】と証明書

§ 26 医師の救急業務

2. 職業上のコミュニケーション

§ 27 不許可の宣伝、職業従事に関する許可された客観的情報

§ 28 社会への貢献とメディア活動

3. 医師による職業上の共同作業

§ 29 同僚としての共同作業

4. 第三者と共同作業をする場合における

医師の独立性の保証

§ 30 医師の第三者との共同作業

§ 31 報酬による患者斡旋は許されない

§ 32 贈物及び他の便宜の受領

§ 33 医師と産業

§ 34 医薬品、療法、及び補助具の処方、推薦及び鑑定

§ 35 生涯教育とスポンサー

C. 行動規定（医師の正しい職業従事の原則）

No. 1 患者との対応

D. 医師の個々の職業義務に対する補充規定

I. 職業上のコミュニケーションに対する規定、とくに職業業務に関する客観的情報の許容された内容

No. 1 他の医師の情報と範囲

No. 3 広告と一覧表

No. 4 便箋、処方用紙、スタンプ及びその他の文通における記載

No. 5 診療所内における患者への情報

No. 6 コンピュータ通信ネットにおける公共の呼出し可能な医師情報

II. 共同作業（共同体診療所、パートナーシップ、医学的協力共同体、診療所連帯）

No. 7 職業権利の保留

No. 8 医師の職業従事共同体

No. 9 医師及び他の専門職所属者との間の協力職業従事

No. 10 その他のパートナーシップへの医師の関与

No. 11 診療所連帯

III. 国境を越えた医療従事の場合の義務

No. 12 他のEU加盟国におけるドイツ医師の診療

No. 1 他の医師の情報

No. 13 他のEU加盟国からの医師の国境を越えた医療従事

IV. 特別な医学的状況における義務

No. 14 ヒト胚の保護

No. 15 人工受精、胚移入

第5章 責問権

州医師会に懲戒委員会設けることが規定され、比較的軽微な義務違反を処罰する。重い違反や複雑なケースは職業裁判所に回す。

第6章 職業裁判権

職業裁判所の規定で、義務違反を審理し処罰する。手続は刑事裁判に準じ、もつとも重い処罰は免許剥奪である。二審制で、医師職業裁判所の場合は一審では

本職の裁判官 1 名、医師の裁判官 2 名、二審では本職の裁判官 3 名、医師の裁判官 2 名で裁判が行われる。医師の裁判官は名誉職裁判官と呼ばれることもあるが、本職の裁判官と対等である。

医師会の懲戒委員会と医師職業裁判所の審理は非公開。何れも医師の自律規範が機能している。以上の手続は医師だけでなく、他の医療職にも共通する。

参考資料

1. 畔柳達雄：ドイツの医師免許制度と医師に対する懲戒制度．小島武司先生古希祝賀「民事司法の法理と政策（下）」商事法務、987-1025, 2008年.
2. 野村英樹：ドイツの自律的資格管理制度．野村英樹、篠田知子、岡嶋道夫、小泉俊三、上原鳴夫．厚生労働科学研究費補助金・地域医療基盤開発推進研究事業「医療の質・安全を確保する新しい医療システムを実現するための戦略に関する研究」平成18年度～20年度総合研究報告書.